

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年9月26日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方、手を挙げてください。デミズさん。

○記者 読売新聞のデミズと申します。

東海第二の審査書のことについてお願いします。原電の申請から4年たちまして、ようやく今日決定ということでしたが、率直に委員長の受けとめを一言、まずお願いします。

○更田委員長 御質問にもありましたけれども、期間が随分かかった。その中にはいくつか申請する方の方針変更、私は審査の過程で一番記憶に残っているのは、防潮堤に係る議論であって、この防潮堤に係る議論がその後の審査を大きく左右しかねないという状況があって、集中的な議論によって防潮堤に係る議論で共通理解を持って、その後は、これは柏崎刈羽6、7号機の時も同様ですけれども、格納容器を守る最終的な手段としてフィルタ付きの格納容器ベントシステムを設けるわけですけれども、これを用いずとも炉心損傷を起こしたときに格納容器を守れるように、できるだけの備えをということ、これは原電の方も、こちらの要求に十分に応えようとしてくれたと思っています。

というのは、格納容器のベントは、ほぼ静的と言っていいシステムであるので、格納容器の過圧・過温破損を避けるための手段としては極めて信頼性の高いものではあるけれども、そうは言っても、希ガスはどうしても放出することになる。できるだけ希ガスの放出を伴わずに格納容器を守る手段を、前段をきちんと強化しようということで、一つが、これは柏崎刈羽6、7号機の審査の教訓ではありますけれども、代替循環冷却。これを東海第二の場合は2系統設けるということ。それから、これはサポート系ではあるけれども、海水の取水に関して強化をすると、こういったところが審査の中で強く印象に残っているところです。時間はかかったし、難しい議論は経てきたけれども、今日、ようやく結論に達することができたというのが率直な感想です。

○記者 ありがとうございます。締切りが迫る中、運転延長の期限40年が迫る中で、審査する方も非常に苦労もあったかと思うのですけれども、そのあたり、御所感があればお願いします。

○更田委員長 これは、美浜の3号機の時や、高浜の1、2号機の時も同じ思いを持っていたわけですけれども、時間切れという形で結論を出すことはなるべく避けたいと。や

はり技術的な議論を積み重ねてきて、お互いに努力をしているのであるから、期限切れという形ではなくて、やはり判断をもって結論を出したいという思いは持ってきました。ただ、まだ工事計画認可に係る審査、それから、おおむね結論に近づいていると聞いていますけれども、延長認可に係る審査が、今後、認可二つは残っているということになります。

○記者 7月に審査書案が了承された際に、記者会見で更田委員長は、ハプニングがなければやり切っていけるのではないかというお話がありました。今後の見通しについて、手応えというか、ありましたら、お願いします。

○更田委員長 当時申し上げたことと変わりがあるわけではなくて、今回は特に許可と後段の認可に係る審査を随分重ねてやってきていますので、前回申し上げたところと、今、持っている感触に特に違いはありません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。オガワさん。

○記者 朝日新聞のオガワと申します。よろしく願いいたします。

同じく東海第二についてなのですが、東海第二については、これまでの原発と異なって、立地する茨城県東海村だけではなく、周辺5市の同意も地元との安全協定によって必要とされています。今後、これは直接審査とは関係ないことですが、規制委員会として、地元から求められれば、今回の審査結果について御説明されるという御意向はありますでしょうか。

○更田委員長 これは、これまでの許可案件と同様の対応をしていくことになると思います。これまでも設置変更許可を行った原子力施設に関しては、地元自治体からの御要望があった場合、規制庁の職員が出向いて、これはそれぞれのケースですけれども、多くの場合は技術委員会のようなものを独自に自治体が設けておられるケースが多いのですが、そういった場での審査に至る判断の内容について説明をしていくことになると思います。

○記者 あと、先ほどの御質問にもあったのですが、ハプニングがなければやり切っていけるのではないかと以前もおっしゃって、その御見解は今も変わらないということなのですが、一時、東海第二の審査をめぐっては、更田委員長も打ち切りの可能性も示唆されている時期もありました。審査書案のときの御説明は一部あったかと思うのですが、改めて、ここの審査が一気に前に進むようになったターニングポイントといえますでしょうか、何が前進するきっかけになったかをお聞かせいただけますでしょうか。

○更田委員長 やはりこれは、先ほども申し上げましたけれども、防潮堤に係る議論が一つの大きなポイントであったと思います。防潮堤の施工方法に関して、摩擦杭であるとか、当初の日本原電の主張している内容と私たちの考えるところにギャップがあったので、施工方法や防潮堤の位置について、あの時点で多くの時間を費やすようであれば、

その後の審査の見通しが立たない状況でしたので、あのときはかなり、この審査について、一定程度以上の危機感を持ったのは事実です。一つ代表的な例を申し上げるとすれば、防潮堤に係る議論が非常に大きかったと思っています。

○記者 それと、この審査の過程では、経理的基礎も一つ大きな論点になったと思います。受電する東電と東北電が支援を約束するという事で経理的基礎があると認めて、経済産業大臣も今回の回答で監督に問題ないという回答をしていますけれども、今後もテロ対策施設などの整備も控えている中で、経理的基礎があると認められた経緯について、改めてお聞かせいただけますでしょうか。

○更田委員長 これまでの表現どおりになりますけれども、経理的基礎に関しては、私たちが設置変更許可の範囲において確認できるのは、それぞれの経営判断がしっかりなされているかどうかで、それは非常に大きな枠組みでの経営判断がなされているか。今まで外形的にという言い方をしていましたけれども、今回、経済産業大臣からの御回答もいただいて、東京電力のガバナンスのもとでの経営判断に関して、経済産業省は異存がないということですので、そういった意味で、設置変更許可の範囲で行える経理的基礎に関する確認はできたものと理解をしています。

○記者 ありがとうございます。最後に1点、最初の議題で、近接の原子力施設の影響の今後の審査についてということで、改めて考え方をまとめられたのですが、これはJRR-3の審査書案を議論するに当たって、こういった論点といたしましょうか、トピックスが出てきたと思うのですが、今回改めて審査、この考え方を整理された狙いと、JRR-3は東海第二にも近接していますけれども、その影響についてはどうなのでしょう。

○更田委員長 これまでの審査でもそうですけれども、近接施設の影響はずっと審査の中で考慮されてきたものではあるけれども、整理について、例えば、福井県もそうですし、今回の茨城県もそうですけれども、近接施設が想定されるときに、その影響をどう考えるかというものは、必ずしも文書の形で整理をしていなかったもので、前回、JRR-3のときに、あれは東海第二のPAZの圏内にありますので、そこで改めて近接施設の影響をどう考えるかが浮上して、今回、これをきっかけに整理をしようということで、午前中の委員会で近接施設の影響について取りまとめたところです。例えば、大飯と高浜であれば、同じ社の保有する原子力施設ですけれども、今後、異なる社が保有する原子力施設が近くにあった場合にどう考えるかということは、規制を行う組織として、あらかじめきちんとした考慮をしておく必要のある事柄ですから、今回改めて整理をしたところです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、伊ワマさん。

○記者 毎日新聞の伊ワマと申します。

まず、東海第二に関連してなのですけれども、残りといいますか、2か月の中で、工認

と延長審査が残っております。これまで審査会合を見ていく中で、大まかな議論は大体終盤に差しかかっているという認識でいるのですけれども、今後、残る2か月といえますか、認可がおりるまでに一番焦点となってくること、あるいは原電の対応に期待することがありましたら、お聞かせいただければと思います。

○更田委員長 二つを一つにまとめてお答えしますが、大きな障害のようなものが生まれてしまうとしたり、やはり大きなミスのようなものがあつた場合。工認は事実関係を確認するプロセスですから、計算結果であるとか、そういったものに非常に大きな誤りのようなものが見つかってしまったときは深刻に考えなければならないような事態はあると思いますけれども、今の時点では、工認、それから、延長審査に関して、随分設置変更許可と重ねて審査をしてきましたので、やり切れるのではないかという感触を持っています。

○記者 ありがとうございます。また、規制委、規制庁としましても、これまで、例えば、ほかの審査チームが力を貸すような場面もありましたし、先ほどの御発言にはないですけれども、時間ぎりぎりだけは避けたいということで、かなり労力を割いてこられたと思います。規制委、規制庁としまして、今後といえますか、認可までにどのように頑張っていくかという言葉は適切ではないと思いますけれども、どのように力を入れていくか、どのような意識で臨んでいきたいかを聞かせていただければと思います。

○更田委員長 これはかなり内部のことになりますけれども、チーム編成は組んではいるものの、焦点となる、ポイントとなるものに対しては、動員をかけているのですね。ほかのグループから人を借りてきてという動員はかけていて、今日の判断に至るまでの間に随分、規制庁の職員も投入をしてきている。しばらくはこの体制は変わらないだろうと思っています。

○記者 今のに補足してといえますか、残る認可に向けても、今までと同じように労力といえますか、戦力といえますか、時間をかけ続けるということによろしいのでしょうか。

○更田委員長 ほとんどそうせざるを得ないだろうと思っています。

○記者 かしこまりました。もう一点、これは東海第二ではなくて、日本原燃の再処理施設に関連してなのですけれども、あちらもおおむねの議論が終わりまして、補正書が10月初めごろにも提出されるのではないかという話も出てきています。こちらにつきまして、今後の見通しといえますか、手応えといえますか、どのようなものをお持ちか。

○更田委員長 非常に正直に答えると、まだ私のレベルでは、レベルという言い方はおかしいですね、今、私の持っている見解は、見通しを持てるような段階にないというのがお答えです。というのは、審査会合では、それぞれの審査会合において、一応の共通理解というか、成案を得ている形になっていきますけれども、通常、こういったものは、次の段階として審査書案が取りまとめられて、審査書案の手前ぐらいの段階で、各規制委員や、担当している田中知委員以外の委員や、それから、幹部職員に対して、担当の審査部隊からの説明が始まるわけですが、まだその段階には入っていませんので、

そういった意味で、私自身としては、今、先の見通しが持てるような段階には至っていません。

○記者 かしこまりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、ミヤオさん。

○記者 東京新聞のミヤオと申します。

先ほど近接施設についての考え方という話が出ましたけれども、9月に入ってから、急にこういう形で公に出てきたような印象をどうしても受けて、審査ではずっと考慮されていたとおっしゃいましたけれども、当然、審査をやる最初の段階でこういう考え方を示してからやるべきではないかと思ってしまうのですけれども、そういうことではないのでしょうか。

○更田委員長 今回、特に整理の必要が生じたのは、まず、対象となる施設を運転する組織が異なる。今回の場合ではJRR-3は日本原子力研究開発機構であって、東海第二は日本原子力発電だと。たしか美浜3のときにも、もんじゅがその時点でどういう段階にあったか、ちょっと記憶していませんけれども、もんじゅの影響、ナトリウム火災の影響等を見た経緯があります。近接施設の影響について、審査でどう行うか。それは、多くの審査の中で見るものの論点の一つですけれども、全ての論点をカバーするようなガイドであるとか、そういったものの作成には至っていないのは正直なところです。おっしゃるように、審査の中で浮上してきた論点に関しては、あらかじめ定まっているべきというのは、それはそれとして一つ正しいけれども、一方で、ガイドにあることだけをやればいいのかという審査の姿勢を私たちはとっていないので、とにかく審査のやり取りの中で気づいたら、どんどん正していって確認するのだと。ですから、これはよしあしの問題ではあるけれども、できるだけ審査の中で確認する論点というものを、あらかじめ枠をはめるようなことはしたくないと。といった意味で、審査経験の一つではありますので、審査経験を反映させたガイドであるとか、文書といったものを、その都度定めていくというのは大事な姿勢だと思っています。

○記者 それにしても、審査書案を決定する日にこの考え方が出てきたというのは余りにも間際過ぎないかという気がするのですが、そこのところはどうでしょうか。

○更田委員長 3についての議論で、提案があつてからの期間が短かったので、そういった意味では、東海第二に対する判断がこの近接施設の影響を含んだ上での判断となっているのであれば、前後関係に対してインターバルがあつてしかるべきだというのはそのとおりかもしれません。

○記者 いずれにしてもこういう形で明文化されたのは今日ですけれども、審査書案を作る段階では全部、この考え方は織り込まれていると理解してよろしいですか。

○更田委員長 大きな議論があつて今回の文書を定めたという形ではなくて、元々持っていた考えを改めて文書化したという形ですので、審査にはきちんと反映をされていると

理解していただいて結構です。

- 記者 分かりました。もう一点お願いします。7月4日に審査書案が公表されてから、補正が2回も行われていると。特に9月に入ってから。これもまた間際に行われているという感じをどうしても受けるのですが、答えを見てから回答を書き直したような印象をどうしても受けてしまうのですが。
- 更田委員長 実質的な内容に関わるものであるとすると、おっしゃるとおりで、そうであったとしたらば、私たちも補正をとった後、審査会合をやるなり何なりをしています。ただ、今回の補正の内容は、同じ施設を、同じ設備を別の名称で呼んでいたとか、エディトリアルというか、記述上の問題であるので、そういった意味で、もちろん日本原電に関しては、申請書の品質をきちんと高いものを保ってほしいとは思いますが、内容に関わるものではないので、補正を受けて、その補正の記述を反映させて申請書を修正するという形で本日の結論に至っています。
- 記者 書き直した部分というのは、本当に字句の修正にとどまるのでしょうか。ちょっと細かいことになってしまうのですが、例えば、精密扉の素材が炭素鋼と書かれていたものがステンレス鋼に書き換わっているとか、そういうのが形式的な修正と言えるのかどうか、少し疑問を持つのですが、これも事業者側の単純なミスなのでしょうか。
- 更田委員長 これは、こちら側がステンレス鋼だと思っていたものが炭素鋼と書かれていて、指摘して、ステンレス鋼と記述が改められたということだと思いますし、あるいは逆方向だったらちょっと問題かもしれないですね。ステンレス鋼と書いてあったのですが、実は炭素鋼でしたというのだったら、判断は大きく違いますから。そういった意味で、材料の実態も踏まえていって、結論に影響を与えるものではないと判断しています。
- 記者 一つだけ、済みません。審査書案が出た後に2度も補正しなければいけないような申請をもとに審査書案を作ったこと自体が、そもそも期限ありきでやっているように受けとめてしまうのですけれども、そういうことではないでしょうか。
- 更田委員長 期限ありきというよりは、基本的に私たちは、繰り返して申し上げるけれども、期限切れで終わるような形にしたいとは思っていたのは事実です。それから、記述のばらつきみたいなものは、率直に言って、原電も随分ばたばたしていたのではないかと思います。ただし、内容に関わるものがあつたとしたら厳正に対処するけれども、エディトリアルな修正であつたので、今回のような形で整つたと御理解いただければと思います。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 御質問のある方。それでは、ヤマグチさん。
- 記者 プラッツのヤマグチです。

同じく東海第二なのですが、総括されて、4年にわたる長き時間も費やしたというところで、先ほどもいくつかポイントとして、防潮堤のことですとか、今回の審査を振り返られて、これが後続と、ほかに審査中の発電所がたくさんありますけれども、それら事業者に対して、何かしら参考になるような部分、もしくは学びとっていただきたいような部分、何かメッセージがあれば。逆に、各所によって全く違うのだということであれば、それはそれで結構なのですが、お伺いできますでしょうか。

○更田委員長 原則として、各プラントによっての違いがあるのは事実であって、そのプラントの違いにきちんと焦点を当てた審査を行っていきたいと思いますけれども、ただ、今回の審査の経験を他の事業者が参考にするとしたらば、一つは、先ほど少し申し上げたことですが、格納容器ベントというのは最終的な手段ではあるけれども、軽々に使用できるものではないという立場に立って、格納容器ベントを使うことなしに格納容器を守ろうとする姿勢、考慮をBWRにおいてもきちんと求めていくという規制庁、規制委員会の姿勢を示したということはポイントの一つだと思っています。

それから、もう一つは、東日本大震災において被災したという意味において、これこそ各プラントによって程度の違いがあるのですけれども、こういったものについてどう審査を行うかということはきちんと見てもらえれば、同じように被災した女川のようなプラントにとっては参考になるだろうとは思っています。結構厳しいやり取りもあったように思っています。日本原電との間には。私は、きちんと主張するという点においては、日本原電に対して評価できる場所があったと思っています。確かに先ほど東京新聞の方から御指摘があったように、単純ミスみたいなものが随分あって、それにいら立たれるところはあったのですけれども、一方で、審査会合を通じて感じているのは、きちんと規制委員会、規制庁に対して異論が言えるかという点に関して言うと、原電は比較的しっかりしていたのではないかと私は感じています。

○記者 具体的な部分では、お伺いできますか。

○更田委員長 当初、代替循環冷却系の導入のやり取りに関して、それから、防潮堤も、ある意味、時間はかかったわけけれども、一方で、防潮堤に関して、少なくとも日本原電は、規制庁が言っているから、規制委員会が言っているから、そのとおりにしてしまえばいいやという姿勢ではなくて、結構手応えのある議論だったと記憶していますので、審査をしていると、各社それぞれに社風というべきか、姿勢というべきかがあらわれてくるものですが、日本原電はそういった意味で、技術的な共通理解を持つプロセスでの議論において、これは感触なので、こういうことを申し上げるのは余りふさわしくないのかもしれないですが、手応えを感じられる事業者であったと思っています。

○司会 御質問のある方。ナカムラさん。

○記者 日本テレビのナカムラと申します。よろしく申し上げます。

東海第二の件で、経済産業大臣から回答が来ているわけですがけれども、見方によると、基本的にこれは東電の経営判断の話であって、その上で、賠償や廃炉に支障を及ぼすおそれがあるか、ないかは東電が確認していると我々は説明を受けているということでもって問題ないと経済産業大臣は言っているように見えて、つまり、経済産業大臣としての所見、意見をこれで言っていると言えるのかなとも思うのですけれども、委員長、いかがですか。

○更田委員長 おそらく、こういった表現は、どう言えばいいのかな、なかなか一般にはストレートに分かりにくい表現をとりますね、役所って。そういうことなのかなとも思うけれども、あの文面は、経済産業大臣としての責任についてきちんと触れていると私は理解しています。その上で、東京電力のガバナンスといいますか、経営に関して、一定の独立性を認めなければならないというのは御判断の中にあるのだろうと思っています。もちろん賠償であるとか、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に対して影響を与えないと説明を受けている、この説明を受けているというのは解釈だとは思いますがけれども、その上で異議なり、指示なり、命令なりを大臣としてされているわけではないですから、それは東京電力の説明を経済産業大臣として了承されていると受け取っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方。それでは、まず、手前側、タケウチさんから。

○記者 共同通信のタケウチです。

先ほど、後続の審査への影響というか、参考というところもありましたが、今、BWRに関しては、柏崎刈羽も最近あったと思いますが、ABWRで、ちょっと中身は違うのかなとも思ったのですが、今回、東海第二がBWRとして通ったことは、後続の、今、現に申請しているものには、パイロットプラントというか、そういう意味で審査もしやすくなるという効果はあるのでしょうか。

○更田委員長 PWRのときほど後続が負担が軽くなるとは思っていません。というのは、ABWR、それから、MARK II ですね。まだMARK I の審査があって、例えば、圧力抑制機構にしても、サプレッションチェンバのものがあって、スプレッションプールとは異なる。要するに、格納容器の形式が違いますので。また格納容器の容積もBWRの場合はMARK I 改、MRAK2、ABWRと異なりますし、そういった意味で、Pの場合は、例えば、3ループの審査をやって、4ループの審査をやるときに前の経験が生きるというところはあるのですけれども、BWRの場合は個々に異なるところもあって、今のところはまだ、柏崎刈羽6、7と東海第二ですから、それが例えば、後続の女川に大きく生きるかということ、やはり女川は女川なりに議論しなければならないところがあると思っています。柏崎刈羽6、7での経験が生きるであれば、これは2号機やってからですがけれども、島根3のように同形炉であれば、前段の経験は生きてくるだろうとは思っています。

- 記者 その上でなのですけれども、今、我々が現状で審査を見ていると、プラント側の審査で比較的進んでいると見られるのは、女川と島根2号が比較的やっているように見えるのですが、今の委員長の現状認識としては、BWR、次はこの辺が審査としては取り組んでいこうというのがありますでしょうか。
- 更田委員長 それはなかなか明確な答えを持っているわけではないですけれども、順当にいけば、今おっしゃった2つの炉が、BWRの中では比較的審査が進んでいるという理解で正しいと思います。
- 記者 全く関係ないテーマですけれども、いいですか。昨日あった裁判の関係で、訴訟そのものは民間同士なのでコメントは難しいというのは昨日の時点で見解いただいているのですが、火山に関する昨日の評価を見ていると、3月のときに委員長の指示で作られたガイドの「基本的考え方」というのが非常に濃厚に考慮されているように私どもは見ているのですけれども、改めて、これを指示された意図と、裁判へ与えた影響といえますか、影響は難しいかもしれないですけれども、これを作った意図を取りあえずお伺いできますか。
- 更田委員長 当時、火山ガイドに関して、世情いろいろな御意見があって、議論があって、また、私たち自身も火山ガイドに記述に関して、どう読むのだという議論もあって、そういった意味で考え方を改めて整理した方が好ましいだろうということで文書の作成を指示したところです。今回の民事訴訟に関して、御質問にもあるように、民事訴訟であるので、その内容について見解を申し上げる立場にはありませんけれども、ただ、こういった訴訟の場をはじめとして、火山ガイドに関して、それぞれの意見が随分と寄せられていますので、そういった意味では、実はまだ今回の決定文にきちんと触れてはいないのですけれども、決定文もきちんと読んだ上で、火山ガイドの表記がどう伝わっているかということに関しても精査をしていく必要があるだろうとは思っています。これは私自身というより、火山関係の専門部署であるとか、そういったところに、火山ガイドの記述がどう理解されているかという点も含めて、分析、検討を試みる余地があるのではないかと、今、思っています。
- 記者 その上でなのですけれども、今日の各紙の報道を見ていると、火山の影響は、破局的噴火があるか、ないか、白も黒も予測するのは難しいという前提の中で、社会的通念ということで裁判所も判断されていて、ガイドの基本的な考え方も、社会的な通念という言葉が登場しているのですが、審査に使うもので社会的通念という言葉が出てきて、ある意味、線引きをしているようにも見えるのですが、基本的な考え方で社会的通念という言葉を使っている意図について、改めてお伺いできますか。
- 更田委員長 意図というのはなかなか難しい表現ですけれども、そもそも、あらゆるハザードに対して、規制の要求というのは青天井を求めているわけではないので、例えば、航空機落下についても、意図的なものは別として、民間航空機の落下等に関しても審査の中で見ているわけですけれども、それは航路等を考慮して、落下確率で線引きをして

います。

一方、破局的噴火というのは、人類が記録をするようになってから経験していないものですから、また、これまでの地球科学的な歴史の中で発生した回数から考えて、確率というものに乗るものではない。破局的噴火もそうですし、例えば、テロ行為もそうですけれども、こういった確率論に乗らないものに関して、どこで線を引くかというのは、規制をしていく上でも大きく議論の分かれるところであるだろうとは思いますが。そういった意味では、発生頻度での議論が定量的にできるわけではない。例えば、テロ行為に関しても、交戦行為となったら、これはまた別の法律の定めにとった対処に、原子力規制法以外の法律にとった対処に向かっていくわけですけれども、テロ行為一つにしても、どのくらいの強度を考えるかは、なかなか難しい問題です。こういった中で破局的噴火をどう捉えるかといったときに、確率であるとか、あるいは前例であるとかいったものに立てない以上、社会的通念という言葉がそこで浮上してきたのだと私は理解しています。

- 記者 最終的にはそういうところで判断するのがやむを得ないという意味合いですか。
- 更田委員長 知見としてあるのは、破局的噴火の規模として私たちが知見を持っているのは、縄文人が九州全域、正確に言うと南半分が全滅するような規模のことで、これは地球的規模で起きる災害です。これに対する対処というのは、一つの発電所に対する設置変更許可の範囲内で判断するようなことではないと。それが通念としてという意味の一つであろうと私は思います。

○司会 それでは、ドイさん、ミヤジマさんの順番で。

○記者 電気新聞のドイです。よろしくお願いします。

定例会で新検査制度が議題になりまして、試運用の概要が説明されましたけれども、委員長は昨年の就任時から、検査制度を軌道に乗せるというのを抱負の一つとして述べられていましたけれども、この試運用が始まるというタイミングで、改めまして規制庁の検査官であり、事業者に求めること、期待することがありましたら、お話しいただければと思います。

- 更田委員長 ちょっと御質問からそれるかもしれませんが、正直言ってとてもわくわくしています。やはりこれは紙の上での議論ではなくて、現場を前にして、そこを運用する人たちとうちの検査官がじかに接してというところで、初めてこの制度はどう行くのだろうということがわかるわけで、これまではやはり米国での事例、それから、スペインや台湾が米国のROPを導入したときの事例や、さらに言えば、紙の上での議論というのでこんなものかなという議論をしてきたわけですけれども、やはり私たちは物を前にして議論をするとそこで質が一段変わりますので、ポジティブな意味でわくわくしています。

この試行が実りの多いものになることを期待していますし、また、全発電所でフルス

コープで一斉にという試行ができるわけではありませんけれども、今日の委員会でもお話ししたように、できるだけ当該施設の運用者だけではなくて、他社もきちんとそのやりとりを見にいったって、観戦武官を送ってくれというような言い方をしていますけれども、大飯でやるときにPWR他社、柏崎刈羽でやるときにBWR他社は、是非そこの試行・運用に参加をしてもらって、自らの経験にしてほしいと願っています。

○司会 それでは、ミヤジマさん。

○記者 FACTAのミヤジマです。

東海村の方も今日は来ていました。周辺住民100万人、3.11以降の原発運営主体として、東京電力からお金を得てやるような卸電力というのが本来ふさわしいのかとと思っている国民がほとんどだと思います。

その結果として、経産省は何の責任もとらないような回答を出してきているのですが、それはさておき、他の9電力とは違うわけです、卸電力の日本原電は。今回、当局として許可を与えるに当たって、やはり村松さんをはじめ、日本原電の経営陣に当局として望みたいこと、本当に信頼が足りるのかを含めて、そこはやはりお話しいただきたいですね。

○更田委員長 日本原電は要するに送電網を持っていないで、売電会社ですね、配電をしていない。これは、これまでの相手としてきた事業者の中では唯一のものです。

一方で、日本原電は、東海発電所であるとか、ある意味、我が国の原子力利用に対してパイオニアとしての気概を持っていた。そして、今でも持つべき事業者だと思っています。そういった意味で、BWR、PWRそれぞれ、もう一つ異なる炉型を、コールダーホールも含めれば三つの異なる炉型を運用してきたと。そういった意味でやはりほかの電力とは違うのだと。さらに言えば、原子力に特化した会社だと。

ですから、経理的な基礎の部分等においては、会社の規模もあるでしょうけれども、経理的な基礎やその他の部分において、東京電力や関西電力といったような大電力と比較できない部分というのがある一方で、やはり日本原電には、三つ異なる炉型を自分たちが運用してきたのだという歴史に対して正しい意味で気概を持って、その上で原子力という技術を他社以上にプライドを持って進めてほしいと思っています。

○司会 それでは、前の方。

○記者 日本テレビのヤジマと申します。

東海第二ですけれども、茨城県の北部は、津波が起こらない内陸地震も非常に多いところで、2016年12月にも震度6弱という地震がありました。例えば建物が古い原発であり、しかも地震が多い茨城北部であるということをお考えになって、この審査の中で地震に関する点で特に注意されたことはどんなところですか。

○更田委員長 私も東海村の住民で、まさにPAZ圏内で家族と住んでいたわけですがけれども、

東海第二の立地するところというのは、極めて地震の多いところであるのは事実です。弱い震度2とか3とか、体に感じるような地震というのは極めて多いです。

一方で、大きな地震というのはそれほど経験することなく東日本大震災を迎えたのですけれども、東日本大震災のときには東海村のいくつかの道路が陥没するような大きな地震でした。東海第二に関しては、耐震性に関しては一定程度守りやすい炉型ではあるのけれども、それでもやはり設計方針に関してはきちんとした確認をしてきたし、それから、設計基準地震動の設定に関しても、十分な保守性を見込んだ審査を行ってきたと考えています。

茨城県のあのあたり、地震は頻発するけれども、頻度が高いということ、ただし、そういった頻発する地震に関して、規模はそれほど大きくないということは、これは直接審査に反映されるものではないと思っています。

これまで東海第二だからということではなくて、これまでの審査と同様に、耐震性に関しては、東京電力・福島第一原子力発電所事故の教訓・反省を受けて、きちんとした内容になっていると自負をしています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、そのまま後ろの方へお願いします。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

火山についてです。昨日の高裁決定で、火山ガイドの立地評価の部分について、不合理というような指摘がありました。基本的には正確な予測というのは難しいということ。これは昨日に限らず、前回の広島もそうですし、宮崎での決定でも同じような指摘をされているのですけれども、火山ガイドのあり方、そもそも火山ガイドについて、どういう認識でいらっしゃるのかということと、あと、これを改定したりとか見直したりとか、そういうことの考えはないかとか、そういうことも含めてお尋ねできればと思います。

○更田委員長 2点お答えします。

一つは、今回の広島高裁の決定文にきちんと触れてみようと思っています。まだ昨日の今日ですので、決定文に関して、私自身きちんと触れていない部分もありますし、それについては精査・検討をして、その内容の把握に努めたいと思います。

2点目は、火山ガイドについては、現行の火山ガイド、少なくとも記述において読みにくい部分があるのは事実です。これはこれまでも申し上げてきましたけれども、読みにくい部分もあって、ですから、内容に関わる議論に及ぶか、ないしは記述の修正にとどまるのか、これはまだ検討が進んでいるわけではありませんけれども、やはり今回の決定文の精査であるとか、それから、これまでの指摘等も踏まえて、火山ガイドに対して修正の必要があるという判断に至れば、当然、ガイドの修正の作業に入ることになるだろうと思います。これは火山ガイドに限らず、あらゆるガイドやあらゆる規則に関して、修正の必要があるという判断に至れば、修正することにやぶさかではありません。

○記者 今回の火山ガイドは、基本的に規模の大小に関わらず、既往最大を考慮して、フローチャートに乗って評価していくようなやり方になっているのですけれども、これと、先ほどおっしゃっていた社会通念で、要するに破局噴火、巨大噴火を除外するという話とは、これは整合性はつくのでしょうか。

○更田委員長 これはフェーズと申しますか、カテゴリーの違いによって判断に至るアプローチというのが違うだろうとは思いますが。というのは、例えば階段状のダイアグラム等で、これまでの歴史でもって記録されているもので判断が及ぶ規模の火山活動と、それから、そういった記録によって立つことがなかなか難しい、非常に大きな規模の火山に対してどうアプローチするかというのは、全く同じアプローチが適用できるとはなかなか考えにくいところだと思います。

こういったところの説明も含めて「修正」という言葉というよりも、拡充と申しますか、記載内容の充実というようなことは検討してみる必要があるのかもしれません。

○記者 もう一点、伊方の評価についてなのですが、基本的には火砕流が到達しないという前提で評価されていたと思うのですが、昨日の決定でも、既往最大160キロメートルに対して130キロメートルの地点にあって、それで到達しないというなら、相当程度確かな立証が必要であるというような指摘がされています。現段階で規制委員会として、伊方についての許可の判断については、どう考えているのですか。

○更田委員長 これは民事訴訟ですので、その点に関しては見解を申し上げることはできません。

○記者 許可を出した考え方としてはどういうことですか。

○更田委員長 許可については自信を持っておりますけれども、判決に関しての見解は差し控えます。

○記者 わかりました。

○司会 それでは、その列の前の方。

○記者 茨城新聞のタカオカと申します。よろしく申し上げます。

また東海第二に戻って恐縮なのですが、今日の東海第二の議論の中で、東電の支援について、東電の資金支援の件についてなのですが、その議論の中で伴委員が、東電に対して、社会に対して説明をする必要があるということを強調したいということもおっしゃっていたのですが、今後、規制委員会として、東電に対して説明責任を果たすようなことも含めて、何か東電にアクションを求めていくことがあるのかどうかちょっとお聞かせください。

○更田委員長 これは規制委員会が介入して、東京電力に対して指示をしたりというような事柄ではないだろうと思えます。ただ、日本原電が、自治体を含め、関係者の方々、住民の方も含めてでしようけれども、あらゆる利害関係者に対して説明を進めていく中で、東京電力の資金支援というものについてもきちんと触れていく必要があるだろうし、

日本原電が行う説明の中で、そのプロセスで東京電力が東京電力としての見解を示していくというのは、これは資金支援をする側として、また、原電の電力・電気を受電する側としての責任というものはあるだろうと思いますので、これはここに「社会通念」という言葉を使っていいのかですけれども、東京電力の公益事業としての責任を全うしていく上で当然のことだろうと思っています。ただ、今の時点で規制委員会としてということ何か特別考えているわけではありません。

○司会 それでは、オオサキさん、お願いします。

○記者 NHKのオオサキです。

今の一つ前にあった仮処分の決定の話なのですけれども、火山の話ですね。昨日、決定文、まだ詳細はお読みになっていないということですが、不合理、つまり、火山ガイドの中で不合理とした部分の中で、巨大噴火、破局的噴火について、かなり相当程度の正確性で規模や時期というものが予測できるというようなことを前提にしている点で不合理だという言い方をされていて、委員長は先ほども、いろいろな意味で、誤解も含めて、さまざまな解説がなされているという言い方をされていましたが、科学的には火山学の知見では、今、まだ正確に予見するという、予知するための知見というものはなかなか難しいということが言われている中で、それを前提にしたような規制になっているという言い方をされているのですけれども、この点についてはどうお考えですか。

○更田委員長 予見することが難しい自然現象を、発生を前提とするか、それとも発生しないことを前提とするか、ここが大きな判断であろうと思います。ですから、これは火山に限らないですけれども、地球科学的な現象は、別に火山だけではなくて、あらゆることに、例えば100メートル級の津波であるとか、それこそどこかで規制というのは判断をしているわけです、ハザードを。地震についても同じことであって、歴史的な記録から発生を前提として考えるべきか、あるいは発生を前提として考える必要がないと考えるべきか、ここの分岐点が問われているのだと思っています。

○記者 そもそも予見できることを前提とした規制なのでしたかということなのすけれども、これはいろいろな意味で、今、差し迫っている状況にないということ、変化がないことを確認するというのもって、それで、運用期間中の巨大噴火の可能性は十分小さいとしているということだと理解しているのですけれども、いわゆる予見できることが前提になった規制なのかどうかということというのは、どうなのでしょう。

○更田委員長 予見できないというのが一つの合理的な結論になり得るかどうか、あるいは予見できるとするのか。これは一定程度の規模のものであれば、記録等々である程度、ただ、もう規模が、これは地震も津波も火山も全てそうですけれども、より大きな規模になればなるほど不確かさも大きくなっていて、ですから、それが起きるのか、起きないかという議論も、どんどんよって立つ定量的な基盤みたいなものが持ちにくく

なってくるのだらうと思います。

そういった意味で、非常に大きな規模、非常に厳しい自然現象に関する議論というのは、先日も確率論的リスク評価に関する議論でそうですけれども、非常に平たい分布を持つような現象、頻度は低いけれども、一旦起きたときの影響が大きい現象の捉え方というのは、これは一様に持っている難しさであって、ですから、火山に関しても、特に大きな規模の火山活動に対しての議論というのは、どうしても難しくならざるを得ないだらうと思っています。

そういった意味で、火山ガイドが示しているもの、今、火山ガイドは、率直に言って、受け取る人によってその理解の幅が生まれてしまうのではないかというような疑問を私たちが持っていて、そういった意味で、一朝一夕にはできないだらうけれども、改める余地があれば、記述の充実も含めて、火山ガイドについては取り組んでいくつもりでいます。

○記者 その点に関して言うと、そもそも火山ガイド自体で巨大噴火について考慮するようになったのは、これは規制委員会ができてからということですよ。一般防災の世界では、まだ巨大噴火に関しての防災上の措置みたいなものというのはない段階で、こういった事象をやはり原子力規制の中には取り込むべきだと規制委員会として考えた、その部分というのはどうしてだったのかということをも改めて伺ってもいいですか。

○更田委員長 これは発足して1年、1年半ぐらいのときですか、基準を作っているときの議論で、比較的そのときのやりとりというのは自分としては正しく記憶しているつもりなのですけれども、内部には一般災害の対応としても想定されていないような災害まで考慮するのはいかなものかという意見があったのも事実なのです。

というのは、例えば津波がやってきて被害を受けたのは、東日本大震災の例を受けてもそうですけれども、発電所も東日本大震災のときには厳しい被害に遭ったけれども、一方で、一般の方々、お住まいの方々も含めて非常に大きな被害を生んでしまった。地震についても同様のことが言えると思いますけれども、では、火山に対して、一般災害として把握されていないような災害をなぜ原子力発電所だけ捉えるのかと。

これはそこまで考えなくてという意見があったことも実は事実なのですけれども、一方で、一般の方が被害を被らないような規模の火山活動であっても、原子力発電所というのはマシンですから、人は家の中にいれば大丈夫だったかもしれないけれども、発電所は、例えば発電機器や各種の機器が被害を受けてしまうようなことがあるのではないかと。そうしたら、やはり発電所というのは火山活動を考慮しておけばいいのではないかと。

そのときに主に考慮した火山活動というのは、いわゆる破局的噴火というよりも、ずっと規模の。その後、火山灰に関する議論をずっと続けたわけですけれども、その結果として、火山灰によって、例えばディーゼル発電機は、火山灰に対して守る上ではフィルタ等の考慮が必要だし、ガスタービンというのは、これもやはり発電機がないとむし

ろDG以上に火山灰に弱いというようなことがわかってきたと。そういった意味で、火山灰に対する備えをきちんと各機器に持たせようというのがそもそもの動機となって、基準のときに火山も考慮に入れようという話になりました。

ただ、そのときに破局的噴火というものが明示的に意識されていたかという、これはむしろ火山灰の影響を考慮して火山活動もハザードとして考慮に入れようという考えの後になって、どんどん規模の大きなものについての議論が出てきたというのが実際のところで、むしろ通常の火山活動、一般的な火山灰が及んでくるような火山活動の方が念頭であって、破局的噴火については、最初から意識されていたわけではないというのが事実です。

○記者 そうすると、破局的噴火、今は、しかし、それを審査の中でも見ているわけであって、そのことを盛り込んだことの妥当性ということについては、一定の合理性が、一定というか、合理性があることだったとはお考えではあるということなのですか。

○更田委員長 合理性はあると思っておりますけれども、これは先ほどのお答えと重なる部分ですけれども、規模が大きくなればなるほど頻度が小さい。頻度が小さいために知見も限られる。また、確率論に乗ってこない。そういった意味で、どうしても技術的な意味においても意見が分かれてくるのが、極めて頻度の低い自然現象に関しては、どうしてもつきものだと思います。

○記者 もう一点だけ。

ちょっと話は変わりますが、今日の定例会の中で最後の方で、検査制度の議論の中で、PRAの個々のプラントでの対応というものに関して御懸念を示されていましたが、実際、本格的な運用となったときには、そのリスクというものを参考にしながら、いわゆる保守管理を含めた妥当性というものを見ていくということになるのだと思うのですが、そのための基盤となるような部分に関して、今、電力会社が取り組んでいる状況については、どのように見ておられるのかということをお伺いしますか。

○更田委員長 先日、レベル1PRAの世界的権威と言ってもいいかな、MITの教授を長くやっていたアポストラキス元NRC委員と意見交換をした際に、彼も強調していた話ですけれども、PRAというのは、基本的に個別プラントのPRAをきちんとしないことには意味がないと。

では、個別プラントのPRAというのはどういうことかということ、故障率であるとか、あるいは人的過誤の頻度であるとかは、それぞれのプラントのデータの積み上げから正確なものになっていくわけですけれども、では、これはどこかで今までも促してきたことではあるけれども、各電力、これまでどれだけ自社の、自分のプラントでの故障率データ等の積み上げをきちんとやってきているかどうかということが大きく問われるだろうと思います。

急に始めてデータが積み上がるものでもないし、それから、各プラントのモデル化というのはそんなに簡単なものではないです。一気に地震PRAまでもとまでは言っている

わけではないけれども、少なくとも内的事象のレベルIPRAに関して、各社がきちんと自分たちのプラントを踏まえた解析ができるようになっていくことを望んでいますが、どうしても各社ばらつきが多分あるのだろうなという気はしなくもないです。

これは残念ながらPRAだけではなくて、原子力の世界で使われている相関式であるとかコードであるとかというものの非常に多くの部分が米国由来なのですね。あっちこっちにウエスティングハウスの相関式、GEの相関式というのが顔を出す。コードも他国のコード。これは他国のコードや他国のそういった評価式を借りてくれば済んできたから、それで済ませてきたと言ってしまうとそれまでなのだけれども、やはり独自のものを持つとうとしなかったツケというのは厳しく問われるべきだと思っています。

例えば、同じように原子力利用を行ってきたフランスも、米国のものをかりている部分はある一方で、日本に比べれば独自の理解、独自の解析能力、独自の評価手法を持つとしてきた歴史がありますので、今、PRAに限らず、各事業者には、そういった意味で、そういった自らの評価手法を持つということは自らの理解を高めることになりますので、そういった意味で、今回の検査制度の導入に伴うPRAの部分も一つのきっかけですけれども、きちんとした評価能力、それから、自前のデータをきちんと持つということをして是非進めてほしいと思っていますし、その実態というのは、いよいよフェーズ1の試行を始めていくと、だんだん実態が明らかになってくるのではないのでしょうか。

○司会 御質問されていない方はいらっしゃいますか。

コシカワさんでいいですか。最後、2人。わかりました。では、それで。

○記者 日本経済新聞のコシカワと申します。

今の検査制度に関連してですけれども、そもそものところになってしまうのですけれども、今の検査制度と新検査制度で何が違って、どういうところに期待されるかということと、あと、今のPRAの話もありましたけれども、あるいは検査官のトレーニングということにも取り組んでいます、実施していくに当たって課題と考えていらっしゃるということのをそれぞれ教えてください。

○更田委員長 これまでも会見で申し上げてきたことの繰り返しにはなりますけれども、一つ大きなところは事業者責任の明確化。今まではチェックリスト型の検査を受けてきて、国の検査をこのとおり受けていますからと言いがちではあったけれども、自らの施設を健全な状態に保つ保全活動の内容に関しては、事業者が自らの責任で行うのだという、その責任の明確化というのが一つのポイントです。

もう一つは、ROPを米国が導入したときの教訓が、そのときの経験が非常に大きなわかりやすい事例ではあるのですけれども、デービス・ベッセで圧力容器を見にいったときに、析出物が出ていて明らかに異常な兆候があったにもかかわらず、検査官はそこが検査項目に入っていないということで見落とししてきた。見過ごしてきたわけですね。

その検査官にしてみれば、自分に与えられたチェックリストにないわけだから、これは自分の責任ではないという形になるのだけれども、一定以上の技量を持ったエンジニアやテクニシャンが見れば、何か変なことが起きているねということのみすみす見過ごしてしまいました。デービス・ベッセの場合は圧力容器を貫通するような結果にはならなかったけれども、幸いにして。だけれども、薄皮一枚になっていた、後で調べてみたら。

ですから、これとこれとこれを見てこいとあらかじめチェックリストを渡されるのではなくて、1人のエンジニアとして現場へ立って、おかしなところをいわゆる定められた基本的なメニューに関わらず見てくるというのが、これは検査として大事なところで、柔軟性という意味でも安全上非常に効果を上げるだろうと思っています。

一方で、事業者の観点に立ってみると、これまでの検査だと、成績がよかろうが何だろうが、例えばある一つの機器に関して、定められた期間が来たら分解点検となる。分解点検というのは、機械屋は誰でもそうですけれども、分解点検したら調子が悪くなったというようなことはしょっちゅう経験するわけです。

車検と言うと、自分の権限外だから、余り余計なことは言わない方がいいかもしれないけれども、そうすると、ある機器は例えば毎定検ごとに何かをしなければならぬといったときに、本当にあらかじめ決められたとおりにやるのが安全上正しいかという、工学的に考えて明らかに正しくないケースもこれまでもあった。そうすると、ずっと順調に動いてきているものだったら、もう少し点検の頻度を落としてもいいだろうと。むしろその方が安全だろうと。

ですから、ROPは事業者から全く不安が出ていないわけでは決して米国でもないのだけれども、それでもROPが米国の事業者からも歓迎されたのは、より効率的に安全な状態を確認し、保っていくためにはどうしたらいいか。そのときには一旦もういくつかの検査項目を決めてしまって、それを最初に決めてしまった間隔ですっとやっ払いこうというような本当にながながに固めた検査よりも、むしろ成績や、あるいはリスク評価の結果に従って、より重点的に見るものは重点的に、そして、お定まりの期間が来たから、はい分解というような硬直的な考え方をとらないということは、規制当局にとってもより高い安全を保つ上で重要だし、事業者にとっても、言われたとおりに実は無駄だと思っているというような検査をしなくて済むという、そういった意味ではメリットのあることだと思っています。

ただし、これが実現するためにはコミュニケーションが重要だし、先ほどやはり事業者が規制当局に対して言いたいことが言えるということが大事だし、逆も同様で、規制当局は事業者に対して指摘をすることにひるんではならないというのは。ですから、これは、今日、安全文化のガイドがついていましたけれども、より柔軟な制度をとるだけに、よりコミュニケーションが大事になってくるというのがポイントだと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、左から。

○記者 朝日新聞のササキです。

先ほどのNHKさんとの質疑で火山に関してですけれども、発生を前提とするか、発生しないことを前提とするかの分岐点が問われているというようなお話がありましたが、基本的に今の火山ガイドの考え方は、十分小さいことを確認した上で、その後変化がないかどうかを確認しているというのは、先ほどおっしゃった中での発生しないことを前提として対応しているという理解でいいのでしょうか。これに対して、活断層であるとかについては、活動が否定できないというような言い方をしたりしますが、これは否定できないから、それは発生を前提に対策を考えると、こういう整理になっているのか、このあたりの考え方を教えていただけますでしょうか。

○更田委員長 まず、地震との大きな違いは、地震は、不確かさはあるものの、ハザードカーブが引けるような範囲で議論ができています。火山はハザードカーブが描けるような状況ではない。非常に大きな規模のものまで含めると、ハザードカーブが引けるような状態にはない。そもそも原理的にそんな確率論としての扱いができるものではない。

では、非常に大きな噴火に関して、予見できるか、できないかということに関しても、大きな規模に関してくると判断が分かれるのだらうと思います。そのときに、これは予見できるという立場に立つか、予見できないという立場に立つかについても、明確な、要するに普遍的な共通理解が持てるような根拠というのがなかなか難しいのだらうと思います。そういった意味で、前提が問われているというような言い方をしました。

○司会 最後、デミズさん。

○記者 2回目で済みません。読売新聞のデミズです。

私の印象というか、認識が間違っていたら大変申し訳ないのですが、昨年12月の伊方3の仮処分が出されて以降、委員長は会見で、情勢がこうだからといって判断するような組織ではないとか、あるいは訴訟を受けてガイドを改定するつもりはないというような趣旨の御発言をしていたかと思うのですが、ただ、今日の会見を聞くと、ガイドの表記がどうみんなに伝わっているか精査をする必要があるとおっしゃっていて、ややトーンが変わった印象があるのですが、それについてどのように考えればいいのでしょうか。

○更田委員長 今日は伊方3の仮処分に対する保全意義の結果を受けてなので、そういう印象を持たれるかもしれないけれども、火山ガイドについては、別に訴訟だけではなくてメディアの記事でもそうですし、それから、その分野の中の学識経験者といった意味でも、火山ガイドの表記の読みにくさみたいな声というのは聞くので、ほかのガイドに比べて随分聞こえてくる声があるというので、そういった意味で、今日、特に火山ガイドについて聞かれているから、そのようにお答えをしていますけれども、訴訟との関連でという意味で申し上げているわけではなくて、そもそも火山ガイドをどう読めばい

いのかというような声は中でもあるので、そういった意味で今日答えているという、それが本当のところですけども。

○記者 なるほど。わかりました。

それと、先ほど共同通信さんとのやりとりだったと思うのですが、今後精査していかなければいけないと。火山関係の専門部署とか、そういったところにガイドの記述がちゃんと理解されているかどうかというのを分析・検討しなければいけないというお話があったのですが、何か今の時点で、どういう場でどういうことという何かありますか。

○更田委員長 特に今の時点で考えを持っているわけではないです。どういうやり方なり、どういう作業なり、どういう点についてというのも、これはちょっと今、いくら委員長でも、ここでぽつと「こういうやり方」と言うものではないと思いますので、やはり内部での議論を通じてというところだろうと思いますし、今の時点で具体的な筋道を持っているかという、そういうわけではありません。

○記者 わかりました。ありがとうございました。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—